

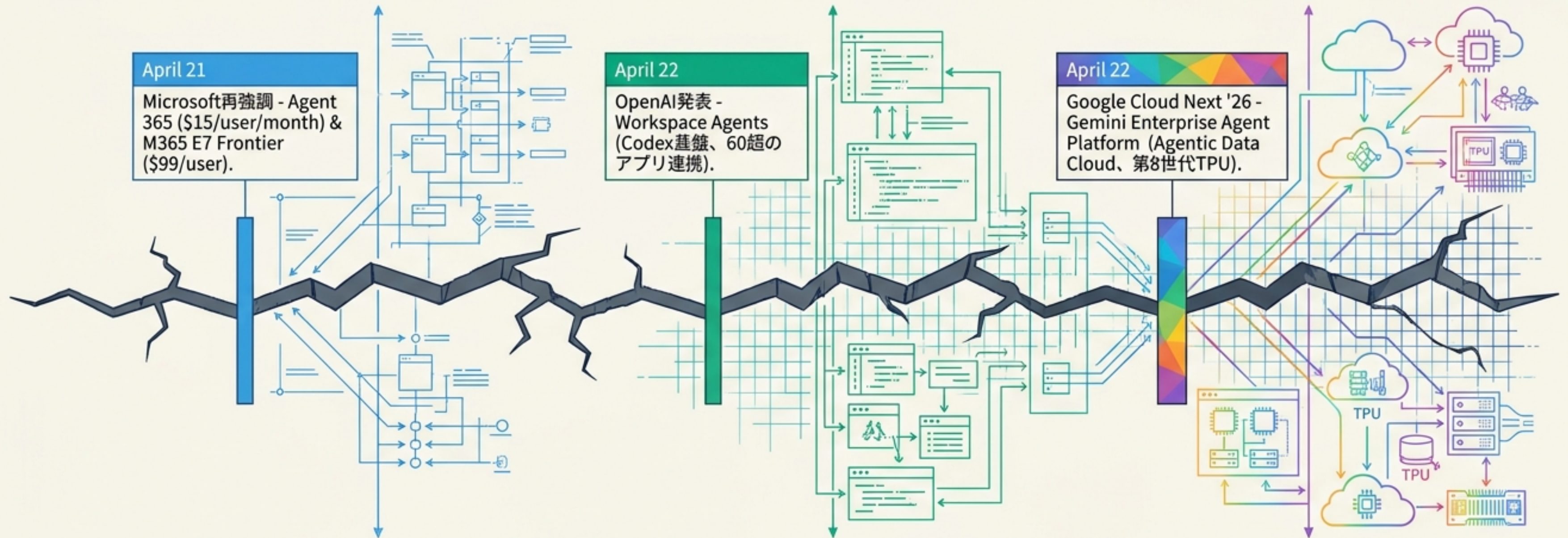
48:00:00

48時間で塗り替わった AIの支配構造

AIが「答える」時代から「働く」時代へ。
知財と企業ガバナンスの新たな見取り図

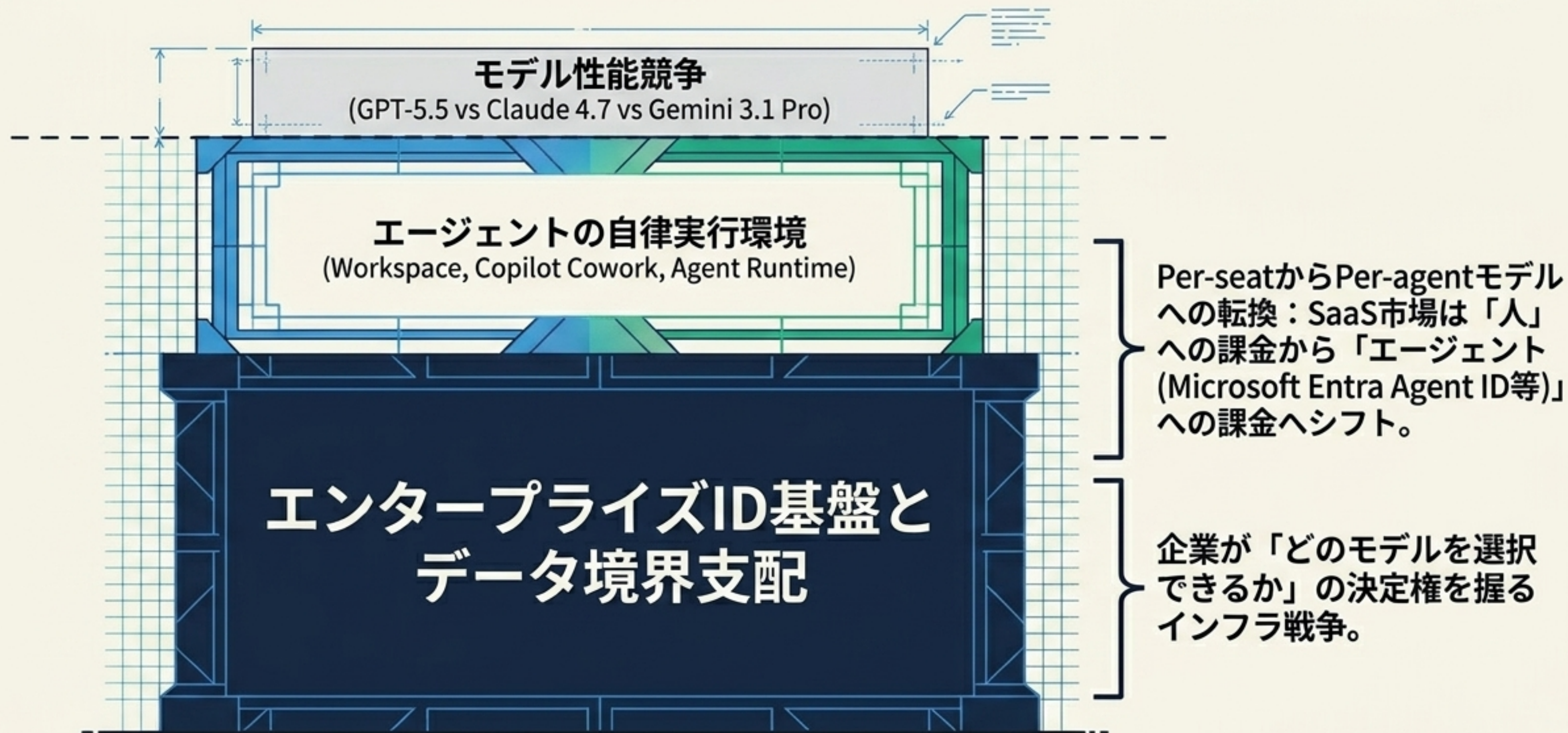
Executive Briefing //
Spring 2026 //
Highly Confidential

2026年4月、AIは「答えるツール」から 「自律遂行するコワーカー」へ一線を越えた。



生成AIが単なるツールを脱し、自律的にマルチステップを実行する
「エンタープライズ・エージェント」へと進化した歴史的分水嶺。

覇権争いの本質はモデル性能ではなく、
エンタープライズの「ID基盤」と「データ境界」の制圧にある。



巨大テック3社は全く異なる戦略DNAで エンタープライズ業務基盤の制圧を狙う。

Microsoft
(マルチモデル・
プラットフォーム集約)

流通網: M365の4.5億商用
ユーザー。

戦略: OpenAIとAnthropicを
並列調達 (ベンダー切替な
しの統合基盤)。

Google
(完全垂直統合)

スタック: 第8世代TPUから
データクラウド、Geminiモ
デルまで自社保有。

流通網: Apple提携による23
億台のiOS (Siri) への展
開。

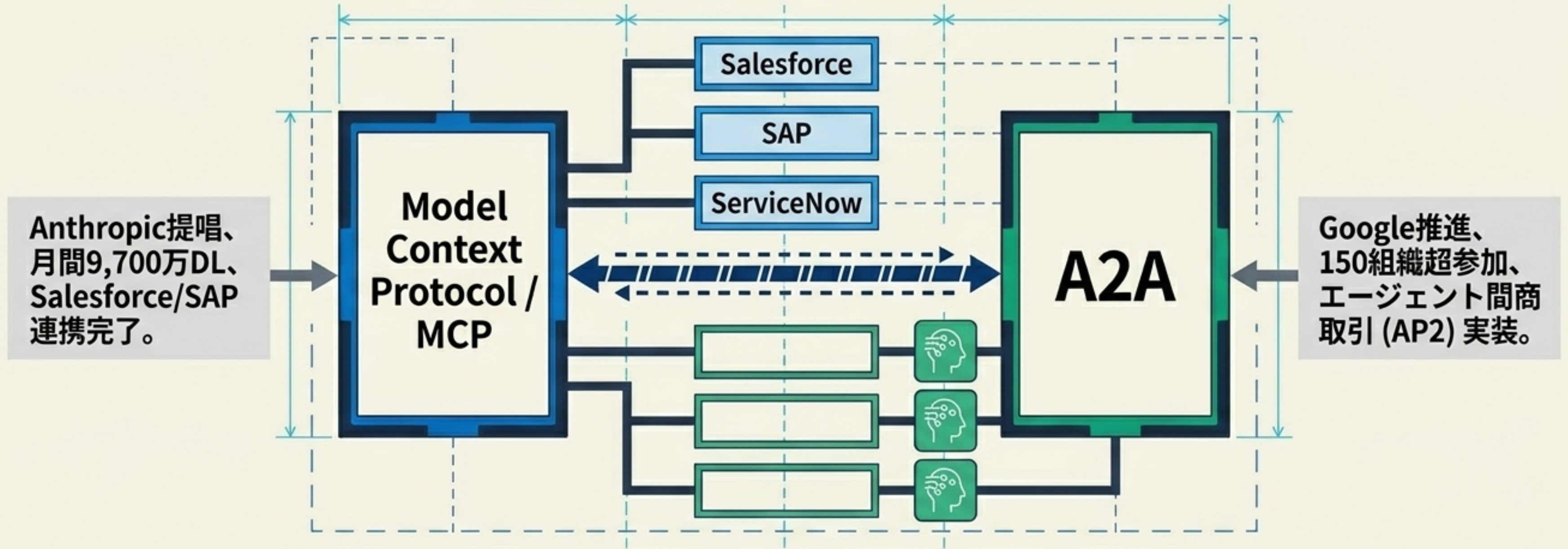
OpenAI
(スタック積み上げ・OS化)

進化: AgentKit(開発者) →
Frontier(管理基盤) →
Workspace Agents(ノーコー
ド)。

戦略: Codexを通じたコンピ
ュータユースの「OS化」。

アプローチは異なれど、最終到達点は「企業内コンテキストの掌握」で一致している。

水面下ではMCPとA2Aプロトコルによる エージェント間通信の標準化が完了しつつある。



MCPとA2Aは競合ではなく補完関係。エージェントが企業境界を越えてツールや他のエージェントと自律的に対話する「事実上のデファクトスタンダード」が確立した。

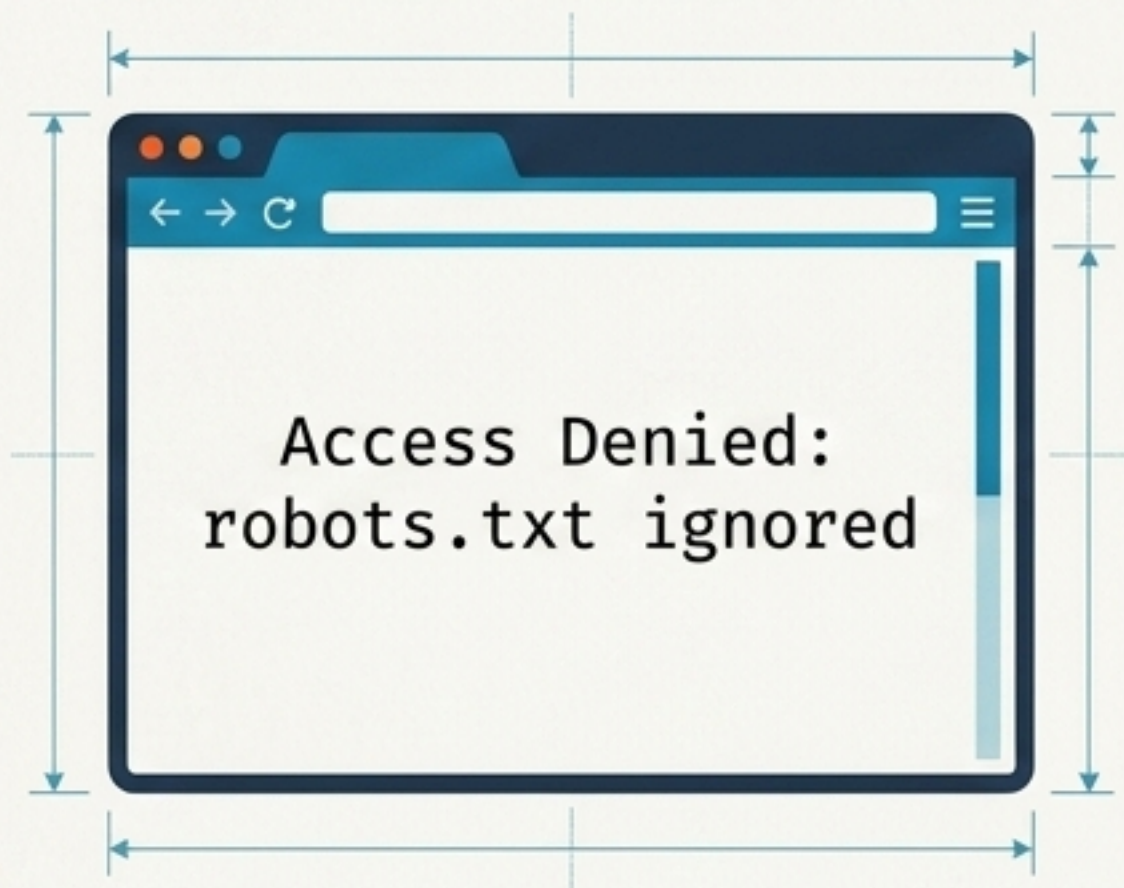
業務遂行時の著作権侵害は「カラオケ法理」の延長として 利用企業自身が主体となる。



カラオケ法理 / まねきTV最判の適用：エージェントという「物理的装置/ソフトウェア」を用いて利益を得る利用企業が、複製・公衆送信の「主体」と評価される蓋然性が高い。
30条の4の限界：情報享受目的が併存する場合、法30条の4の例外規定の射程外となる。

対象サイトの利用規約（ToS）を無視する行動は、指示した法人の契約違反・不法行為として問われる。

The Breach



Core Case Study (Reddit v. Anthropic):

- **Fact:** 停止宣言後もClaudeBotが10万回超アクセス（2025年6月提訴）。
- **Tactic:** 著作権法を回避し、「契約違反」「不当利得」「使役不法行為 (Trespass to Chattels)」で訴訟提起。

The Liability



Enterprise Implication:

ブラウザ操作型エージェント（Google Project Mariner等）がuser-triggered fetcherとして規約を無視した場合、形式的にはユーザー名義であっても、法的責任（履行補助者類似）は指示した企業に帰属しうる。

2025年の重要判例により、営業秘密の保護要件とAIの発明者性否定が実務上の絶対基準となった。

発明者性の確定 - AI Inventorship



日本 IP高裁 (2025.1.30) : DABUS事件で「発明者は自然人に限る」と判示。

米国 USPTO (2025.11.26) : 従前ガイダンスを撤回、「AIは単なるツールであり発明者になれない」と明言。

Action: 人間の「Significant Contribution (特に着想)」の文書化が必須。

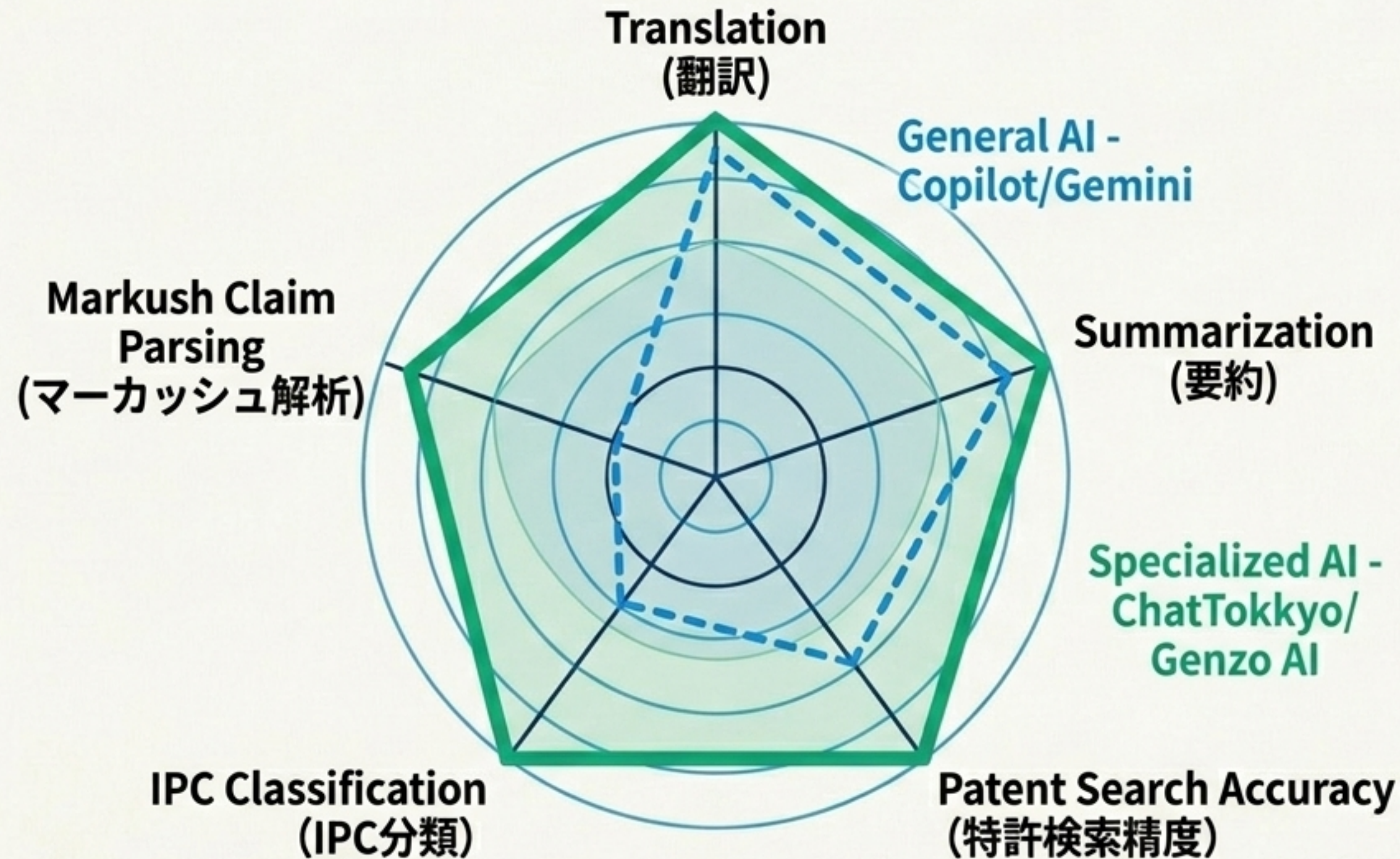
営業秘密の秘密管理性 - Trade Secrets



Risk: ChatGPT個人版 (デフォルト学習あり) への入力は秘密管理性を否定されるリスク大。

Action: テナント境界保護 (Enterprise版等) + DPA (データ処理契約) + 規約上の明確な守秘義務の3条件を満たすホワイトリスト運用のみに限定。

知財実務の深部において、海外汎用エージェントは依然として特化型AIの精度に遠く及ばない。

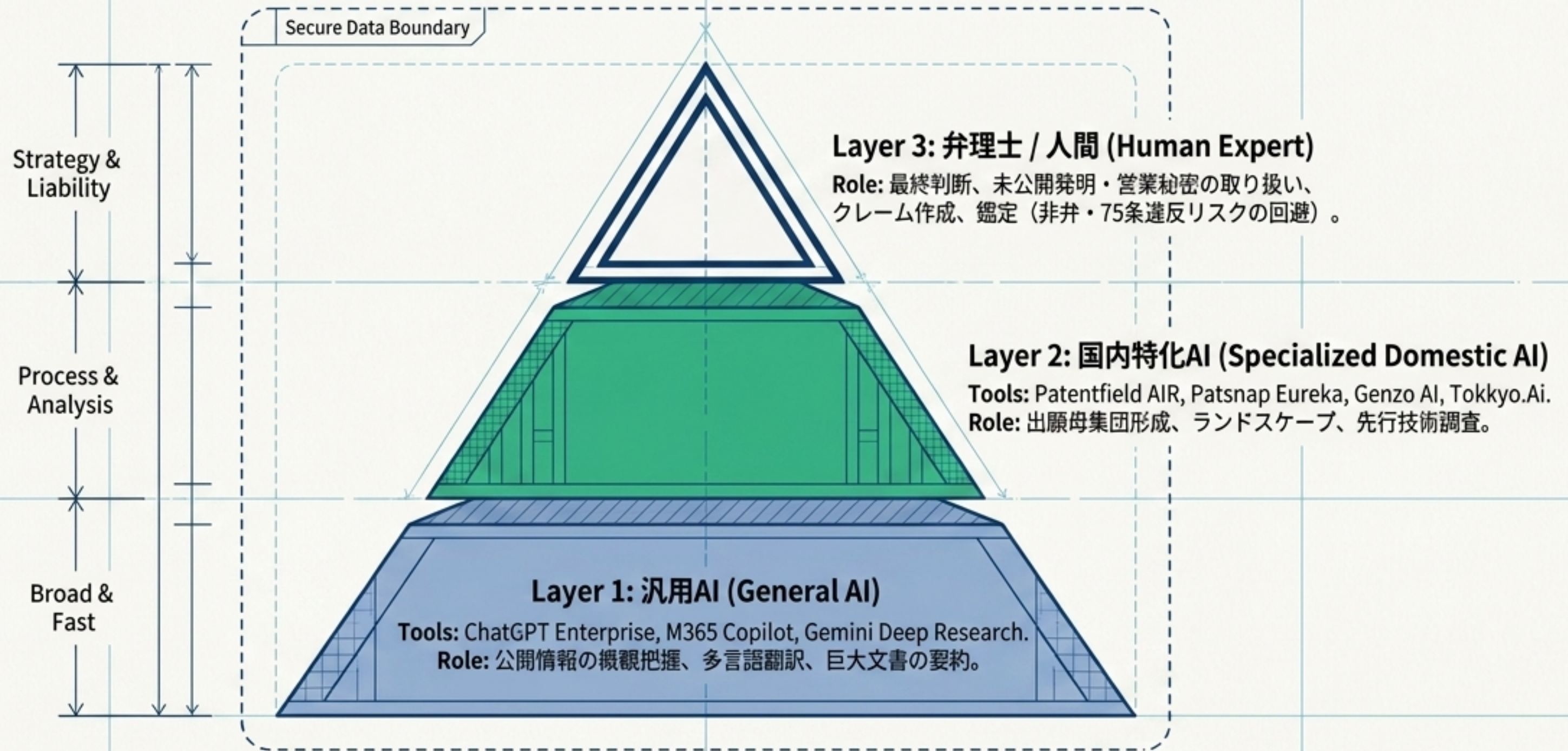


Specific Evidence

「リチウムイオン電池の冷却技術」の特許検索において、汎用AI (Copilot/Gemini) は「牛の削蹄機」や「ホワイトボード消去具」を誤提示。国内特化AIのみが正確に抽出。

汎用AIは知財の銀の弾丸ではない。

日本の知財実務における事実上の標準解は、 汎用・特化・人間を組み合わせた「3層ハイブリッド構造」となる。

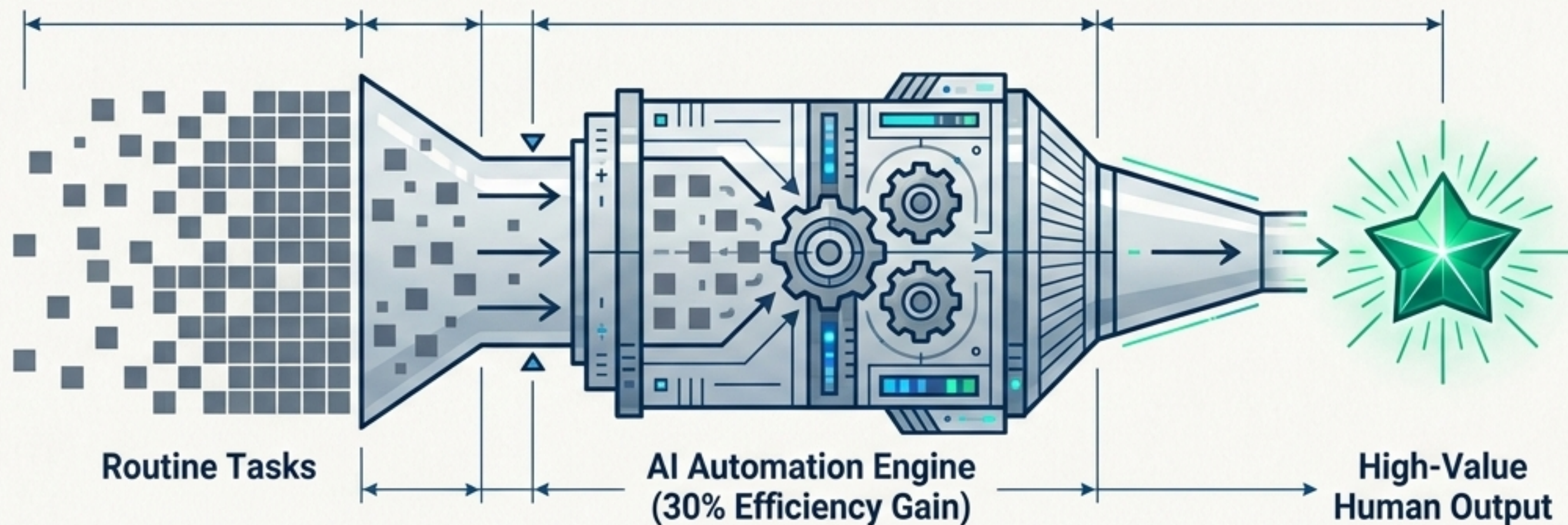


AIに働かせる利用企業は、ガイドライン遵守を前提とした新たな責任マトリクスを引き受ける。

AI Actions vs. Legal Framework	Corporate Liability Status
使用者責任 (民法715条)	直接適用なし (AIは「被用者」ではない)。
履行補助者責任	適用現実的 (自社の債務履行にAIを用いる場合、結果責任を負う)。
不法行為責任	過失責任 (AI事業者ガイドラインv1.2の遵守状況が予見・結果回避義務の判断基準となる)。
契約責任	企業帰属 (エージェントの第三者ToS違反は指示企業の責任)。
製造物責任 (PL法)	原則不適用 (AIはソフトウェア/動産要件外)。

Key Takeaway: 企業は「AIの無謬性」ではなく、「AIの不完全性を前提としたプロセス管理（攻めのガバナンス）」を問われる。

業務効率化は、知財・法務部門の存在価値を「作業員」から「品質保証と戦略コンサル」へ強制的に引き上げる。



Market Movers:

みずほFG: 事務職員最大5,000人削減（配置転換）、
「事務G」を「プロセスデザインG」へ改称。

SBI: 採用大幅減、融資・資産運用の完全AIエージェント化を宣言。

IP Department Impact:

特許事務所の付加価値は、調査・ドラフトの「作成」から、AI出力の「品質保証（QA）」および上位概念の「知財戦略コンサルティング」へ完全シフトする。

2026~2027年のエージェント時代を勝ち抜くための、 知財・ガバナンス「5つのアクション」

1

Lawful Sourcingの明文化

業務利用契約に学習データ調達経路の
合法性・表明保証条項を挿入する。

3

営業秘密AIのホワイトリスト化

テナント保護+DPA+守秘義務明記を満たす
エンタープライズ版のみを社内規程化。

2

営業秘密AIのホワイトリスト化

テナント保護+DPA+守秘義務明記を満たす
エンタープライズ版のみを社内規程化。

4

Significant Contributionの文書化

自然人発明者の着想プロセス記録を義務化し、
USPTO新基準とIP高裁基準に適応。

3

ToS違反の契約的遮断

ブラウザ操作型エージェントの対象サイ
ト規約遵守を、運営事業者との契約に明
示させる。

5

ガイドラインv1.2の監査実装

別添7チェックリストを自己評価に採用し、
訴訟保全 (eDiscovery) に耐える
エージェント実行ログを確保する。

AIが働く時代ではなく、AIに働かせる企業の責任設計こそが問われる時代である。

48時間の地殻変動をもたらしたのは、AIモデルの性能ランキングの変化ではない。
「誰のID下で」「誰のデータ境界内で」「どのモデル選択権を用いて」
自律業務を実行させるかという、エンタープライズ基盤の支配権の移行である。

「ツールとしてのAI」の導入競争は終わった。向こう5年の勝敗は、
自律エージェントを制御する『ハイブリッド運用』と
『法的責任のガバナンス設計』をいち早く完了させた企業によって決する。